

産業廃棄物収集運搬業許可証

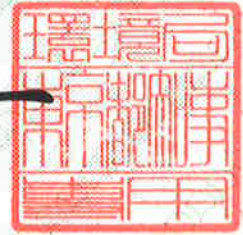
住所 東京都江戸川区平井六丁目70番5号

氏名 ヨシヤコーポレーション株式会社
代表取締役 牧野 恵一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

添付要一



許可の年月日 平成27年12月21日

許可の有効年月日 平成32年12月20日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む）

（以上12種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（廃芳香剤、廃乾電池に限る）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯、廃家電、廃芳香剤に限る）

（以上7種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江東区新木場一丁目13番1号

(2) 東京都江戸川区臨海町六丁目3番2号

3 許可の条件

(1) 積替え保管の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 2(1)の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

2(2)の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年12月21日 新規許可

平成27年12月21日 更新許可 第5回

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号:3-14-B0009



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-000362号

2 積替え保管施設

(1) 東京都江東区新木場一丁目13番1号

積替え保管面積：1,815m² 最大保管高さ：1.805m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 | |
|--|--------|---------------------|
| 廃油 | 一斗缶15個 | 0.27 m ³ |
| 廃プラスチック類 | コンテナ1個 | 8.2 m ³ |
| 金属くず | コンテナ1個 | 10.2 m ³ |
| 汚泥、金属くず (廃乾電池に限る) | ペール缶4個 | 0.08 m ³ |
| 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る) | 木箱1個 | 1.0 m ³ |
| | ドラム缶2個 | 0.76 m ³ |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃家電に限る) | 直置き | 18.3 m ³ |
| | 合計保管量 | 38.8 m ³ |

(2) 東京都江戸川区臨海町六丁目3番2号

積替え保管面積：1,418m² 最大保管高さ：2.0m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 | |
|---|--------|---------------------|
| 廃油 | 一斗缶15個 | 0.27 m ³ |
| 廃酸 | ドラム缶1個 | 0.2 m ³ |
| 廃アルカリ | ドラム缶1個 | 0.2 m ³ |
| 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃芳香剤に限る) | ドラム缶1個 | 0.2 m ³ |
| 汚泥、金属くず (廃乾電池に限る) | ドラム缶2個 | 0.4 m ³ |
| 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯に限る) | ドラム缶6個 | 2.29 m ³ |
| | 段ボール箱 | 2.50 m ³ |
| 合計保管量 | | 6.06 m ³ |

(以下余白)